

善通寺聖母幼稚園の新制度移行に伴う利用定員の設定について

1. 概要

平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度が施行され、市内の保育所や市立幼稚園は、施行と同時に新制度に移行したが、善通寺聖母幼稚園は、平成27、28年度は、旧制度（私学助成）で運営を行った。

この度、同園が、平成29年4月より新制度に移行する予定であることから、子ども・子育て支援法第31条第1項の規定により、当該施設の利用定員を定める必要がある。また、同条第2項の規定により、利用定員を定めようとするときは児童福祉審議会等での意見聴取を必要とされていることから、善通寺市子ども・子育て支援会議の審議に附すものである。

2. 対象施設について

施設名	善通寺聖母幼稚園
施設所在地	善通寺市上吉田町四丁目9番24号
設置・運営者	学校法人 聖母学園
設置・運営者所在地	高松市桜町1丁目8番9号
代表者職・氏名	鈴木 聡
認可定員	105名
事業開始(予定)年月日	平成29年4月1日

3. 利用定員（案）

教育標準時間（1号）認定 子どもの区分	1号	合 計
	3～5歳	
	45人	45人

4. 園児数の推移（参考）

年 度	H24	H25	H26	H27	H28
善通寺聖母幼稚園	44人	42人	29人	29人	31人

※ 学校基本調査より

5. 善通寺市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みとの比較

■教育・保育料の見込み

単位(人)

	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (見込み)
幼稚園等利用者	739	712	677	690
1号(3歳以上)	739	712	677	690
2号(3歳以上)				

■利用定員数

単位(人)

	園数	利用定員数
公立幼稚園	8 園	695
私立幼稚園	1 園	45
合 計	9 園	740

【子ども・子育て支援法】

(特定教育・保育施設の確認)

第31条 第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。附則第7条において同じ。))を除き、法人に限る。以下同じ。)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 幼稚園 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 三 保育所 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は、第1項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。